

第5回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

1 日 時 令和4年7月26日(火)午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 市役所東庁舎2階第1会議室

3 出席者

委員

青田 由幸	鈴木 理香	佐々木 孝
若松 蓉子	林 勝典	高田 妙子
飯野 真 (大内保史委員の代理)	細田 三起子	
門馬 忠昭	伏見 伸一郎	

事務局

市民課長 佐藤 弥生 市民課総合相談担当係長 馬場 千津子
市民課総合相談担当主任主査 山田 一栄

4 欠席者

委員

佐藤 清彦	唐牛 歩	中島 紀子
渡部 正孝	佐藤 拓也	森岡 和人
西 チイ子		

5 会議次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 委員長挨拶
4. 会議録署名人の指名
5. 書記の指名
6. 議事
 - (1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修報告
 - (2) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(案)
 - (3) その他

6. 提出資料

- 資料1 人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修報告
資料2 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(案)
資料3 人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修
狛江市からの回答

7 会議の結果

1. 開会

2. 委嘱状交付

(市民課長)

令和4年7月1日付けで委員に変更がありましたので、委嘱状の交付を行います。

「南相馬市老人クラブ連合会 門馬 忠昭 様」

なお、委嘱の期間は、前任者の残存期間となります。

3. 委員長挨拶

(委員長)

本日は、委員のみなさまには、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

コロナ禍のなか開催について懸念もされましたが、一同が会して話をすることが、人権に関することでもありますし、対面で協議することが大事なことと思います。

本日は、先進地視察の報告と、皆様から意見をいただきましたアンケート調査からの結果報告書の件についてご協議いただきますので、よろしく願いいたします。

4. 会議録署名人の指名

(委員長)

それでは、会議録署名人の指名をいたします。会議録署名人の指名については、委員名簿の順番で、2名の方を会議開催ごとに順番で指名となっておりますので、本日の会議録署名人には、細田 三起子委員、伏見 伸一郎委員を指名いたします。

5. 書記の指名

(委員長)

次に書記について議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、書記に事務局の山田 一栄主任主査を指名いたします。

6. 議事

(委員長)

ここで、議事に入る前に、前回の委員会の結果について報告をお願いします。

(事務局)

第4回の検討委員会の内容について報告。

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問等ありますか。

(「なし」の声)

(委員長)

それでは、議事にはいります。(1)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修報告を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1により、国立市の研修結果について説明。

資料3により、視察中止となった狛江市の質問事項への回答結果について説明。

(委員長)

これより質疑にはいります。ご質問等ありますか。

(声なし)

(委員長)

視察研修に参加して質問させていただいたなかで、条例などのパブコメに出す際に、文字や漢字が読むことが不自由な方への配慮として仮名のルビを付けたり、会場を設けて、話す場を設けていることがあげられました。南相馬市ではどうなのかというと、いろいろなパブコメを開示しているが、インターネットで見れますといっても、見れない人もいるわけで、そういう人への配慮が欠けている。今後、私たちが進めるに当たって、そういうところについても考えていかないといけない。また、市長が条例を守る義務を明記している。そこまでやらないと難しいのかなと思うのですが、だからと言って、国立市では、人権問題が起こらないのかというと、全くないわけではなく、その

都度、しっかりと解決に向かって対応している。そのほか、参加した委員の質疑等は資料に載っているので参考にさせていただきたいと思います。

(委員)

代々の市長が、きちんとした考えをもって、取組んで、市長が代わっても継続してきた結果が、りっぱな取り組みとなっていると感心してまいりました。面積も人口も少ないけれども、深刻な問題を抱えて、それに対して真摯に向き合って、条例案を作成したと感じ、非常に参考になったことを付け加えさせていただきます。

(委員長)

なにか、お聞きしたいことはありませんか。

(委員)

国立市の条例の15条に、「くにたち平和の日」として、月日が明記されているが、これは、何の日を基にしているのかわかりますか。

(委員)

国立市が平和都市宣言をした日と、伺っています。

(委員長)

その他にありますか。

どんな取組みについても、人権に配慮した取組でないといけないことになっているようです。

特に質問等なければ、(2)の南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料2により、報告書の目次、人権全体、分野別の現状・課題について、また、報告書には、委員の意見等については、掲載しないことを説明。

(委員長)

ただいまの説明に対し、ご質問等ございませんか。

(委員)

各委員が、しっかりと意見を出していただいて、その意見を取り入れていた

だいてよかったと感じています。ただ、人権全体に関するところで、新型コロナウイルス感染症が、平成31年からとなっていますが、令和2年に訂正したほうがよいと思います。

(委員長)

他にありますか。

(委員)

自分の意見を見ると誤字脱字がありますので、みなさんも、もう一度、ご自分の意見を見直してみてもと思います。

(委員長)

委員の意見については、報告書には掲載しないが、見直して見てください。

(事務局)

意見については、報告書には掲載されませんが、記録としては残りますので、訂正があれば申し出ていただきたいと思います。

(委員長)

皆さんの意見の部分についてと、(案)全体をみてもらい、訂正・削除や意見があれば出していただきたいと思います。
その他にありますか。

(委員)

意見等のなかに、人権侵犯案件の申出は、ほとんどなく、相談件数も少ないとありますが、関係機関への相談は、私が知る限りでは、事案としてあるのではないかと思いますので、南相馬市の中での現状は、どうなっているのかを的確に把握するべきであると思います。

(委員長)

できるのであれば、関係機関として、南相馬市の件数などをいただけるとありがたいと思いますが。

(委員)

人権に限った相談として、各行政区のほうに、どのようなものが寄せられ、実際にどういったものが挙がってきて、それに対してどう対応していくの

かということがあってしかるべきと思います。

(委員長)

人権擁護委員として持っている情報はありますが、オープンにするわけにもいかないわけで、意外と案件としては多いのではないかと思うのですが。

(委員)

人権擁護委員の相談会の開設も、相馬の法務局での常設相談も、ほとんど相談がない状況です。相馬地方は少ないと思います。相談に来づらいからなのか、啓発・周知が足りないのか。

(委員長)

人権について検討する委員会なので、関係機関が、お互いに情報の交換をして検討することもあるべきだと思います。

(委員)

南相馬市の条例を作るのであれば、南相馬市の現状として、どういうことが起きているのかを把握しないといけなくて、相談の件数が多い少ないでなく、様々な人権に関する侵害事例が実際あるなかで、せつかく南相馬市も条例を作るのであれば、南相馬市の現状はこうで、だからこうしないといけないという条例にしてほしい。国立市の問題と被災地の問題では違うところがあると思いますので、実際、こうゆうことで市民が悩んでいて、こういう現状だから条例で、取り組んでいこうということが、ベストなのだろうと思います。そのためには、南相馬市のなかでは、どういったことがあるのか各機関がもっている情報を集約して、こういうのは問題だよとか、こういうことを強調してやっしていこうというふうなことが必要なのではと思います。こういった人権差別があるんですよという現状がなければ、委員の方々も、条例を制定するときに、この現状に対して、この条例は合っているのですか、という検討をするうえで必要になってくるのではないかと思います。被災地として、南相馬市独自でつくるのであれば、その独自性は必ず必要になってくると思います。ほかのところをモデルにつくるのも結構なことであるが、本市の現状に対しての制定が大事ではないかなと思います。

(委員長)

未だに、原発事故の後遺症は残っていて、市内でも、思わず使ってしまう差

別的なこともあり、その原因はどこにあるかまで、探っていけないと解消にはもっていけない。一気に解決できるかということと必ずしもそうではないので、スタート、そして、毎年毎年、検討して改善して行って、上位の計画としていく必要がある。せっかく作ってもお飾りになったのでは、意味がないわけで、そうならないようにしなければならない。だから、一つの計画を進める段階から人権に配慮してもらわないとならない。そのためには、なにが必要なのかということまで検討しなければならない。たとえば、交通網を整備しようというときには、長距離なのか短距離なのかだけでも、配慮することが違ってくる。医療にしても、赴いて診ることなどの配慮も検討としてある。いろいろな考えがあり、どちらが人権に配慮したものなのかということ調整していくことになる。いろいろ意見をこうして聞いていると、なかなか難しい問題だと思います。今、いただいた意見は、十分に活用させていただきたいと思います。

その他にご意見等ありますか。

(委員)

相談は、市役所の各担当課や障害支援事業所、包括支援センターなどにあり、そうしたところの相談件数をもって、人権問題の件数はわかると思うので、基礎資料として挙げてもらうのがいいと思います。

また、今後の取組の基本的な方向性についてのところで、これは、条例を作っていくうえでの骨子の目標ということなのか。この考え方について。

(事務局)

人権に関する案件の把握ということで、2月の委員会に、庁内の各関係課の人権に係る件数を調査し資料として委員のみなさまに配布しておりますので、最新のものに更新して、都度、お示ししたいと思います。

今後の取組の基本的な方向性については、今後、条例を制定するうえで、条例の構成として、取り入れていきたい取組みの方向性を以前よりお示しをしていたところです。

(委員)

条例の目的の一つに推進ということではありますが、網をかけて止めるという目的もあると思います。たとえば、差別とかあった時に、禁止だということで、罰則規定ではなくて、市民をいかに守るかということから救済措置のところをいかに条例のなかに取り込んでいくかが大事だなと思います。この条例があることによって、市民は、守られるというものにしたい。禁止条

項や救済措置を方向性に入れてもらい、条例にも入ったものになってほしいと思います。

(事務局)

条例のなかに審議会を設置したうえで、審議会のなかで、禁止条項をもうけて、どう取り組んでいくかというところも方向性としては、入れさせてもらうところでしたので、委員の意見をいただきながら、救済措置についても、今後、作りこんで行く際に、項目として入れさせていただきます。

審議会を置くとなると、なにを目的として設置するのかなどが必要になってくると思いますので、骨子の中には推進体制として入れていくことで検討しているところです。

(委員)

実効性のある条例に、いかに持っていくかというところで、10年前にできた条例なんかは、頑張ろうという条例が多いが、最近の条例をみると、万が一何かがあったときは、条例を生かせるというものもあります。市民が条例を読んでいただければ、困ったときには、この条例を基に、市であったり、まわりが守ってくれるという条例にしてもらいたいと思います。

具体的なのは、最近では、三重県で条例に罰則規定を設けている。これがいいかどうかは、議論していかないとならないことではありますが、こうして、一歩前に行くことによって、差別って問題ですよねとなっていくのでは。そこを委員会のなかで考えていってほしい。

(委員長)

基本的方向性の相談・支援体制の充実として、相談体制の充実、見守り体制の強化、人権侵害を受けた人の保護施設等の確保とあるが、さらに踏み込んで、ここでの充実が必要であるとの意見だと思います。このなかに加えていくことと、すべての案件について、もう少し掘り下げていかないとならないと思います。その辺のことを委員会の中でやるのか、審議会のなかでやるのか。ある程度、この中で方向性を示していかないと審議会でも、それに沿って考えることになるだろうから、もう少し深掘していくことになるのだろうと思います。

その他にありますか。

(委員)

国の法律が大前提で、それぞれに市町村の特徴によって定められているの

が条例だと思います。条例でも罰則を科すことはできるでしょうが、救うほうも南相馬市としては、あるべきなのかなと思います。ハラスメントについて、だれが、それを認定するのかということが、大きな問題になっているのだと思います。いじめとか暴力とかは、その場でわかる場所ですが、いろいろな精神的な被害を受けたというのはどうなのだろうと思います。

逆ハラスメントという言葉がありますが、経営者が満足に従業員に言葉を発することができないという状況にあります。被害がありますと言って、それでは、だれが、それを判定するんだという問題があって、誰が被害者で、誰が加害者なのかというところが、いまひとつわからない。

また、教育ですが、学校において先生が教えることだけが教育でなく、家庭のなかや職場もそうでしょうし、地域もそうでしょうし、それが教育だと思います。ここには、学校と書いてはありますが、職場であったり、地域社会というのも、南相馬市の条例のなかに入れて行ってもらおうと、全体で教育ができると思います。

(委員長)

仕事や職場によっても違いますから、難しい問題と思います。

(委員)

最近、就業時間前に着替えに対して残業代を支払う判決もあったり、従業員は、そういうのをどんどん吸収してくる。経営者もそういうことをよくわからない人がいて、どうすればいいのかという話があります。

また、別に、商売をやっている、やってないの問題でなくて、子ども、大人も同じだし、地域社会の隣組だって同じだと思う。ゴミ出しで、あいさつしても無視されたからと人権を無視されたとなって、SNSに発信するわけです。

(委員長)

このようにいろいろ意見がありますから、さらに詳細に詰めていくことになりますが、ただ、看板をいろいろ立ち上げて、そこで終わってしまっただけでは、何にもならない。さらに、そこから掘り下げていかないと意味がなくなってしまうのは確かなので、それを肝に銘じて進めていかないとならない。

いろいろな計画もそうなんです、こうしよう、いっぱい看板が並ぶのですが、途中で、なくなってしまうものがありますので、そうならないようにしていきたい。

それ以外になれば、議題の1、2について終わりとします。

次に、その他について、次回開催を、8月24日に開催することについて

ですが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

なにもなければ、次回開催を8月24日といたします。

以上で、本日の議事について、すべて終了といたします。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。

7. 閉会